

11月は児童虐待防止推進月間です

「守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ」

児童虐待の相談対応件数が依然として増加しています。子どもの尊い生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき、重要な課題となっています。次代を担う子どもたちが、安全で健やかに成長できるよう、地域みんなで取り組みましょう。

児童虐待の特徴

児童虐待の背景には、親や子ども、家庭環境が抱えるさまざまな問題があります。核家族化が進み、身近に育児相談をできる人が減ったことなどによる、

育児不安やストレスもその要因として挙げられています。

児童虐待は、家庭という密室で起こるため見付けにくく、外からの介入も困難です。しかし、放置すれば暴力は繰り返され、

ますますエスカレートします。**児童虐待の種類**

① 身体的虐待Ⅱ 殴る、けるなど。
② 性的虐待Ⅱ 子どもへの性的行為など。

③ 心理的虐待Ⅱ 言葉での脅し、兄弟との差別的扱い、配偶者への暴力など。

④ ネグレクト(養育放棄・怠慢Ⅱ 食事や入浴の世話をしないなど。

児童虐待を発見したら

「学校や保育所、幼稚園、病院など、虐待を発見しやすい立場にある人は、早期発見に努めること」また、「市民が虐待を発見した場合は、市や児童相談所などへ連絡すること」が、法

◆児童虐待早期発見のためのチェックリスト◆

【子どもの様子】

- 不自然な外傷がある。特に首や顔の傷やあざ、やけどなど。
- 極端にやせているなど、栄養失調状態にある。
- 不自然な時間に徘徊している。
- 季節に合わない服装、極端に衣類や身体が不潔である。
- 常におなかをすかせていて、食べ物を与えるとガツガツ食べる。
- 学校に行く姿を見かけない。
- 悪質ないたずらや万引きを繰り返す。
- 大人の顔をうかがう。
- 家に帰りたいがらない。
- 年齢に合わない性的な遊びをする。

【保護者の様子】

- 子どもがけがや病気でも、医者に見せようとしない。
- 子どもの傷について、あいまいな説明をする。
- 小さな子どもを置いたまま、頻繁にまたは長時間外出している。
- 慢性疾患や精神疾患など、心身の状態が悪く子育てが負担になっている。
- 地域や親族との交流がなく、孤立している。
- 経済的に困っている（転職や失業を繰り返す、借金など）。
- 夫婦や家族関係がうまくいっていない。
- 極端に偏った育児観や教育観を押し付けたり、体罰を肯定したりしている。
- 子どもの養育に拒否的、食事をきちんとさせないなど、子どもを放置している。
- 家庭から頻繁に怒鳴り声や不自然な物音が聞こえる。

律で定められています。虐待を防ぐためには、早期発見と早期対応が重要です。

児童虐待防止の取り組み

市では、児童虐待の通報や相談があった場合、家庭児童相談所を中心に早期対応に努めています。また、関係機関と「要保護児童対策地域協議会」を設置して、さまざまな支援対策を講じています。

11月12日～25日

「女性に対する暴力をなくす運動」

DV(ドメスティックバイオレンス)とは？

夫や恋人など「親密な」関係にある人から振るわれる暴力をDVといいます。「親密な」関係には、結婚している夫だけでなく、同棲相手やボーイフレンド、婚約者、別れた夫や恋人なども含まれます。たとえ夫婦間であっても暴力は重大な人権侵害であり、犯罪行為です。

もしも、あなたが身近な人からの暴力で悩んでいるなら、一人で悩まず、相談してください。

(DVによる暴力)

① 身体的暴力Ⅱ 殴る、ける、つねる、物を投げ付ける、刃物で脅すなど。

② 精神的暴力Ⅱ 何を言っても無

〈子育て・児童虐待の相談・通報先〉

家庭児童相談室

☎ 62-5362

市役所社会福祉課児童保育班

☎ 62-8012

銚子児童相談所

☎ 0479-23-0076

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 0570-064-000

〈相談窓口〉

市役所社会福祉課児童保育班

☎ 62-8012

千葉県女性サポートセンター

☎ 043-206-8002

海匠健康福祉センター

☎ 0479-22-3101